

## 第三者評価結果入力シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

一般社団法人ば・まる
------------

②評価調査者研修修了番号

SK18242
S2019044
1901C032

③施設名等

名称：	ボ・ドーム大念仏
施設長氏名：	野崎 裕子
定員：	30世帯＋ 緊急一時保護2世帯
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	大阪市平野区平野上町1丁目7番3号
T E L：	06-6791-5410
U R L：	http://www.dsw.or.jp/
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	1956/6/29
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 大念仏寺社会事業団
職員数 常勤職員：	14名
職員数 非常勤職員：	5名
有資格職員の名称（ア）	教員
上記有資格職員の人数：	6名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（ウ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（エ）	保育士
上記有資格職員の人数：	3名
有資格職員の名称（オ）	幼稚園教諭
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	調理師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	30室＋2室
施設設備の概要（イ）設備等：	学習室、自由活動室
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

<p><b>【理念】</b></p> <p>(1) 母と子の権利擁護の推進 (2) 地域との連携 (3) 運営・資質の向上</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <p>◎母と子の権利と尊厳を擁護し、安心・安全な環境の中で、母と子に寄り添い、自立への歩みを支えることを目指します。</p> <p>◎地域との交流を図り、顔と顔の見える関係づくりを行う中でネットワークを形成し、母と子・ひとり親家庭と共に歩み、住みよい地域社旗づくりを進めることを目指します。</p> <p>◎求められる支援スキルの多様化に伴い、自己評価の重要性を認識し、専門職としての資質を高めるとともに、職員間の連携を図り、サービスの質の向上を目指します。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑤施設の特徴的な取組

- ① 同一建物内に、地域学童保育・自立援助ホーム・乳児院・乳児保育所・幼児保育所・夜間保育所が併設され、異種施設間の機能分担と連携により、効率的で専門性の高い利用者支援を図っています。
- ② 子ども会で年2回定期的に生教育（生きるための教育）に取り組み始めてから、生教育委員会を立ち上げ、母子で取り組むことができる仕組み作りを行いました。  
子どもには生教育を中心としたグループワーク及び個別ワークを行い、プライベートパーツや言葉の良いタッチ・悪いタッチ等の認識の定着を図ると共に、母親にも実施内容の説明や、日頃の性に関する相談、茶話会形式の勉強会（人との距離、SNS等について）、参考書籍の紹介等を行い、母親の性に対する対応についての不安に寄り添いながら、親子でも会話ができるような取り組みを行っています。  
更に、施設機能の地域還元を目指し、地域の中学校での性教育実施に向けて準備を進めています。
- ③ 母子生活支援施設所属常勤心理担当職員1名と非常勤心理担当職員1名の他、事業団所属心理担当職員2名の配置により、入所母子が、定期的・継続的に心理相談を受ける事が可能となり、子どもへはプレイセラピー、母親へはカウンセリングを積極的に実施しています。  
また、各会議等への出席により、臨床心理士の立場からの意見も踏まえての処遇検討が随時可能となり、更に、職員対象に月1回開催される茶話会を含め、日常的なバーンアウト予防・メンタルヘルスケアにも繋がっています。
- ④ 令和2年10月より、当法人にて大阪市産前・産後母子支援事業を実施するにあたり、予期せぬ妊娠や望まない妊娠等により一人で不安を抱えている妊産婦に対し、安心して出産し子育て出来るよう、当事業の専門スタッフや乳児院と連携しながら、母子生活支援施設としての機能を活かし、妊娠早期からの切れ目ない支援を行うよう取り組んでいます。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/9/16	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/3/27	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度	

⑦総評

- 【特に評価が高い点】
- (1) 多職種による連携  
施設利用者が必要とする支援の内容が多岐にわたり、様々な要因を抱えているケースが多いことから、多職種による連携で支える、自立へ導いていく支援が心がけられています。市を初め、措置元の機関と協働し、また、自立にあたっては、自立していく地域の社会資源との連携した支援に取り組まれています。
- (2) 利用者の幸せのために  
利用者が社会的に、また精神的にも自立できるよう、利用者個々が抱える課題に向き合い、母子の最善の利益を考えた支援が提供されています。利用者個々の異なる課題の解決に尽力し、安心して自立した生活に取り組めるよう努められています。
- (3) 生きるための支援  
社会で自立して生活していくために、また、生活していく上で必要な自信を持てるよう、自分を大切に、他者を思いやる生き方ができるための研修に取り組まれています。子どもには、自主性、主体性を持てるよう、自分に自信を持てるように配慮した養育に取り組まれています。
- (4) 職員の自主性を尊重した法人運営  
児童福祉複合施設であり、法人の中長期計画や質の向上、苦情対応等は、法人全体として取り組んでおり、法人内に設置された各種委員会によって、職員の意向を踏まえ、現場の課題を法人全体で共有しながら、向上に取り組み仕組みが形成されています。
- (5) 研修の拡充  
テーマを設けたスーパービジョン体制で、職員間でのスキルアップに取り組まれています。法人全体の研修委員会があり、研修内容のカリキュラムの評価と見直しが行われています。計画の策定前には、各職員の研修に関する希望や意見等の聴取が行われています。施設内研修には、外部の専門家を積極的に招致し、専門的見地からの様々な情報収集と職員のスキルアップへと繋がられています。
- 【さらなる質の向上への余地】
- (1) 個別対応の多様化への拡充  
利用者が抱える背景や要因の多様化に、可能な範囲での多職種連携や機能強化が図られていますが、個別の課題が多岐にわたるため、それらに対し、全ての職員が一定の基準でアプローチできる、仕組みやフローチャートなどの拡充が行われると、さらなる職員の資質の向上と、支援の質の向上に繋がるかと思われます。
- (2) 記録の整理、体系化  
必要な記録は細やかに作成されていますが、利用者の課題の多様化を踏まえると、計画の見直しや社会資源等との連携時に、関与する誰もがわかりやすく、伝わりやすい情報を、すぐに取り出せるような、記録の整理体系化が図られると、さらなる職員の資質の向上と、支援の質の向上に繋がるかと思われます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

三度目の受審となり、これまでに課題点として取り上げ取り組んできた項目においても、今回更に改善を図る必要性と計画を立てていく上での考えるヒントやアドバイスをいただいた事で、より具体的な取り組み方が見えてきました。  
今後、アンケート結果も含め評価で出していただいた結果を、職員会や各部署ミーティングで周知・検討を重ね、更なる利用者支援の向上を目指し、実践に努めて参りたいと思います。

⑨第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（母子生活支援施設）

### 共通評価基準（45項目） I 支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】 法人理念は掲示され、ホームページや季刊誌などにも明記されています。入職時には細かい説明が行われ、法人の目的、事業計画、事業報告等を認識できるように取り組まれています。職員会で、理念・基本方針の読み合わせが行われています。今年度施設の基本方針の見直しが行われ、職員への周知が行われています。母親には、入所時に明記した資料を手渡すと共に、説明が行われています。母親への説明時には、文章だけでは伝わりにくい部分に対し、具体的な説明が行われています。	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 理事会、評議会等で報告が行われ、結果は職員に共有されています。地域ニーズに応じた事例として、母子施設と乳児院が連携し、大阪市産前・産後母子支援事業の立ち上げが行われています。公認会計士による毎月の経営指導が行われており、コスト分析が行われています。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 毎月の公認会計士の関与で、経営に関する現状分析が行われ、課題や問題点の指摘があります。公認会計士の関与時には、各施設長も出席し、抽出された課題は、各施設にも共有されています。指摘された課題は、施設長が各施設に持ち帰り、職員間での共有が図られています。	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 法人全体の中長期計画は、単に、理事や評議員のみで決定されるのではなく、法人内に各施設職員で構成された将来構想推進委員会があり、現場の課題や運営状況を踏まえながら、提言等がなされ、中長期計画に反映されています。各施設毎の中長期計画も設定されており、具体的な評価可能な計画が策定されています。中長期計画に基づく事業計画の振り返りが毎年行われており、併せて中長期計画への評価にも繋がっています。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】 施設内の中長期計画に基づいた、事業計画の策定が行われています。事業計画は、事業の詳細について設定されています。具体的な成果を評価できる計画の策定、または、実施状況の評価を行える目標に付随した具体的な細目の設定、いずれかが行われると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われまます。	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】 法人内に、各施設職員で構成されている将来構想推進委員会が設置されており、中長期計画への提言や、事業実施状況についての話し合いが行われています。職員会で各担当からの意見を聴取し、施設内運営検討委員会で検討され、幹部会で計画が策定される仕組みになっています。評価見直しがしやすい、具体的な目標設定、または、目標に基づく評価可能な細目の設定が望まれます。	

② 7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	b
【コメント】 事業計画は毎年配布されています。毎月開催される常会で説明が行われています。わかりやすく伝えられる工夫の拡充が望まれます。	

#### 4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 法人内に、各施設の職員で構成される研修委員会があり、各施設から出された課題や現状を基に、研修計画の立案や、法人としての支援の質に対する課題等が検討されています。施設内の検討会で、自己評価の内容から課題を抽出し、次年度への取組などを策定されています。	
② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】 施設内の検討会で、自己評価結果の内容から課題を抽出し、次年度への取組などを策定されています。法人全体として取り組むべき課題は、法人内委員会に持ち上げ、必要に応じた検討がなされています。	

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 職務分掌は、法人の管理規程に定められています。有事の対応は、法人全体としての任務分担が定められています。有事の際の施設長不在時の権限委任について、具体的な定めが求められます。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 法人全体として、コンプライアンスに関する研修や、弁護士、外部講師を招いた研修等が、積極的に行われています。研修内容や情報は、幹部会で周知共有されています。研修によっては、職員直接の参加も行われています。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 法人全体の委員会への参加が行われています。法人研修委員会や、施設内の会議で、質の向上に対する取組が行われています。施設長は、法人内研修、外部研修において、幅広い分野において、積極的な参加がなされています。	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 法人全体として、各種委員会が設置されており、委員会の取組や検討結果は、各職員で共有されています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】 法人全体の規程と計画で、人材確保と人事管理が行われています。職員出身校への訪問や、外部からの依頼時には、積極的に参加を促し、人材の確保、法人に興味を持ってもらえる方々の増加に繋がられています。実習生を積極的に受け入れ、施設の方針や良さをわかった上での就職に繋げる取組が行われています。加算職員を積極的に組み込み、人員体制の充実に努められています。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】 人事考課表、自己覚知確認表を基に、年2回人事考課面談が行われています。法人内の将来構想推進委員会によって、改善策の検討に繋がられています。各種規程類が定められています。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】 年2回の人事考課時に、職員の意見や相談についても聴取し、確認されています。職員は、産業医、衛生管理士、心理士に職員が相談する事ができます。法人内の安全衛生委員会が、就業状況についての取組を行うと共に、将来構想推進委員会においても、課題や要望等が取り上げられています。法人の福利厚生として、法人全体の職員が交流できる機会を持たれています。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】 年2回の個別面談があり、人事考課表、自己覚知確認表を基に、話し合いが持たれています。人事考課表には、個人ごとの目標設定があり、取組結果を上司が評価する仕組みが確立されています。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】 テーマを設けたスーパービジョン体制で、職員間でのスキルアップに取り組まれています。法人全体の研修委員会があり、研修内容のカリキュラムの評価と見直しが行われています。計画の策定前には、各職員の研修に関する希望や意見等の聴取が行われています。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
【コメント】 職員個々のスキルに合わせた研修への派遣が行われています。職員個別希望の研修においても、研修費の補助等、職員の研鑽に係る支援が行われています。法人全体として、個々の職員の知識、技術水準等の総合的な把握を行える仕組みが確立すると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われま。		
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】 オリエンテーションに始まるマニュアルが整備されています。マニュアルは、施設としての考えや方針が伝わるプログラムとなっており、福祉職としてしっかりとした学びが持てるよう配慮されています。実習生からは、感想等を聴取しており、以後の実習に活用できる内容の把握に努められています。対応しうる実習を想定した、幅広い専門職毎のプログラム拡充が図られると、さらに素晴らしいと思われま。		

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】 ホームページによる情報公開が行われています。地域に対し季刊誌の配布が行われています。法人内の苦情処理委員会、安全衛生委員会によって、処理された内容は、ホームページ上でも公表されています。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 毎月、法人に対する公認会計士による指導が行われており、各施設管理者も出席し、課題の共有や改善に結びつけられています。		

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】 法人全体として、地域活動、地域活動の場として提供などが行われており、積極的な地域貢献に取り組まれています。地域の社会資源活用には、必要に応じ職員が同行するなど、積極的な取組に努められています。共用スペースの開放等、学校の友達が訪問した際の対応が図られています。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】 ボランティアに関する規程やマニュアルが整備されています。マニュアルには、留意事項や施設の考えなども示されています。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】 必要と思われる社会資源はリスト化されています。地域の小中学校との情報交換、区の連絡会、情報交換会への参加等が確認できました。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】 区の連絡会への参加や民生児童委員との連携によって、地域ニーズの把握に努められています。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】 地域ニーズに基づいて、放課後児童健全育成事業、大阪市産前・産後母子支援事業への取組などが確認できました。法人内で地域参加型防犯研修会が開催されています。地域の福祉避難所としての指定を受けています。地域のつどいの場として、様々な教室の開催等、施設の持つ機能を活かした、地域貢献が行われています。		

### Ⅲ 適切な支援の実施

#### 1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 子どもたちの自主性を尊重し、欲求に応えられるよう、日常の支援に取り組まれています。生きていくための教育に取り組み、自分も他人も尊重すべき姿勢や、基本的人権に配慮する意識の向上を利用者に伝えると共に、職員も伝えるための研修や勉強会等が行われています。外部のスーパーバイザーの活用や、ヒヤリハットを活用した職員の振り返り等の取組が行われています。		
②	29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
【コメント】 施設の性質上、施設として、施設職員としてのプライバシー配慮はもちろん、利用される母親に対しても、入所時に配布される、生活のしおりや定期的で開催される常会などで、自らだけでなく他の母親に関するプライバシー配慮の重要性が伝えられています。子どもについては年齢に応じた自己プライバシーの防衛に繋がる教室や勉強会などへの参加機会確保がなされています。		
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 施設紹介の資料には、施設の基本方針や支援の内容が具体例を含めて記載されています。入所時に配布される、生活のしおり、学童のしおりに、利用にあたっての決まり事や相談方法、行政手続、緊急時の対応方法等が説明されています。生活のしおりは絵や図なども活用し、利用者に伝わりやすい工夫が行われています。		
②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
【コメント】 入所時には、生活のしおりを配布すると共に、内容についての説明を行い、行政手続の同行や代行にも取り組まれています。母親や子どもが利用を必要とする、関係社会資源との情報交換や、協力体制の確認等が行われています。行事等については目的も説明し、利用者の意思で参加意思決定が行われています。意思決定や意思表示が困難な母親については、利用者の意思を引き出す支援を意識しており、職員の誘導とならないようくみ上げ、ケース会議で内容を確認することで、適正な運用が行えるよう努められています。		
③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】 年2回の面談を基本としていますが、利用者の状況に応じて、頻度を増やし、必要に応じた支援提供が行えるように努められています。利用者の状態に応じた、自立に向けた計画が策定されており、ステップアップや目標の明確化に沿った支援の提供が行われています。退所時には、施設の連絡先を渡し、必要に応じた相談支援等ができる体制が確立されています。また、定期的に、電話・手紙・訪問等アフターケアに取り組まれています。市の退所児童ネットワーク事業にも取り組まれており、退所後児童の継続した支援の提供につながっています。		
(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 年1～2回程度、利用者アンケートが実施され、意見や意向の聴取が行われています。毎月常会が開催され、直接話し合ったり、意見を出し合う機会が確保されています。自治会、子ども会の開催もあり、利用者の意向・意見表出の場になっています。心理士が必要に応じて面談しており、支援の変更が必要な利用者については、都度の個別面談が行われています。ご意見箱に入れられた意見等は、公表希望意向があるものについて、情報の共有を行い、法人内委員会で検討し、結果を公表されています。		

(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】 苦情処理委員会が法人内に設置されており、各施設合同で課題の解決に取り組まれています。ご意見箱への投稿内容は、記載者が公表・非公表を指定できるようになっており、公表希望の案件については、全て結果が公表されています。年1～2回のアンケートが実施されています。ご意見箱への投稿内容や、アンケートで出てきた内容は、法人全体として検討し、苦情と判断されるものは、苦情処理委員会で検討し、対応方法や課題解決を行い、結果の公表が行われています。		
②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
【コメント】 相談先は、生活のしおりや掲示によって明示されています。必要に応じた心理士との面談、必要に応じた職員との個別の相談等が行われています。面談スペースは、複数用意されており、利用者の状況に応じた相談場所が活用されています。		
③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】 設置されたご意見箱の投稿内容やアンケート等で出された意見等については、法人全体として検討され、必要に応じて法人内委員会でも取り上げられ、公表希望意向の内容については、公表されています。相談については、利用者個々が言いやすい職員に申し出ることができ、また、日常の何気ない会話の中からも、相談などの聴取に繋がられるよう配慮されています。		
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】 法人内の苦情処理・安全衛生委員会で、安全確保・事故防止等に関する事項が検討されています。ヒヤリハットは必要に応じて職員会議で共有されています。マニュアル等は整備されていますが、実効性や手順について、定期的に評価・見直しする仕組みの確立が為されると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。		
②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 感染症対策については、職員全体で勉強にも取り組み、フローチャートによる流れ等の明示が行われています。利用者向けにも、感染症情報や、予防法等について、毎月行われている常会の中で、告知・啓発されています。		
③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
【コメント】 法人施設全体が、地域の福祉避難所としての指定を受けており、建物設備の安全性が確保されています。備蓄品リストが整備されており、3日分の備蓄が用意されています。利用者外出時に発生した災害時の安否方法確認等の整備がのぞまれます。		

## 2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
【コメント】 標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重や権利擁護が意識された内容になっています。体系的なマニュアルの整備がのぞまれます。		

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】 個別支援計画の課題や問題点を基に、標準的な実施方法の課題、見直しの必要性等について、検討されています。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】 自立支援計画の策定、更新、見直しは、各職種が参加し、アセスメントは全職員が関与して行われています。支援困難なケースにおいても多職種の連携によって、積極的な支援の提供に努められています。アセスメントとニーズの把握、手法の確立が望まれます。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】 自立支援計画は、ケース会議によって話し合わせ、関係職員全体に周知されています。評価・見直しに関する仕組みの整備がのぞまれます。		
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【コメント】 支援の実施内容の記録は電子化され、統一された様式によって、職員間で共有が図られています。自立支援計画の整備と連動した、記録の整理統合がのぞまれます。		
②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】 施設の性質上、施設外への個人情報取扱については、十分留意され、外部講師による勉強会、研修等も行われています。年一回、弁護士による研修が行われ、プライバシーやコンプライアンスに対する取り組み姿勢や留意点が、職員に周知されています。改正された個人情報保護法に沿った諸規定、記録等の拡充が望まれます。		

内容評価基準 (27項目)

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 母親と子どもの権利擁護	第三者 評価結果	
①	A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 倫理綱領、法人・施設の理念、基本方針の読み合わせ等が行われ、常に職員への意識付けが行われています。職員間のケース会議でも取り上げられ、研修や勉強会の開催もなされています。		
(2) 権利侵害への対応		
①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
【コメント】 感情をかき乱される場面を想定した会議での検討などから、具体的に不適切な関わりに結び付ききっかけとなりやすい事例を基に、支援技術の向上に努められています。外部スーパーバイザーの活用による勉強会なども行われています。不適切な関わりがあった場合の、より明瞭な対応方法等の明文化が望まれます。		

② A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
【コメント】 母親や子どもに対して、生きるための教育を行われており、人権や他者の尊重、自分を大切に、他者を大切にする事を伝えていくことに、重きを置いた支援の提供に努められています。親子間の関係の変化についても、職員が配慮し、一時的な分離や避難等、適切な対応がなされています。	
③ A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】 親子関係の変化については、常に留意されており、言葉や行動から異変を感じた場合は、子どもから話を聞く機会や会話を手厚くし、状況の把握ができた場合は、必要に応じた一時分離や、避難等の適切な対応が行われています。生きるための教育取組で、不適切な関わりについて啓発し、具体的事例などを基に、防止に結び付くよう取り組まれています。学習支援員が関与しない子どもについても、外出前後の機会などで声かけを行い、様子の変化や異常の察知に努められています。アンガーマネージメント講座も母親向けに行われており、継続して受講することで、自己コントロールの習得に結びつけられています。	
(3) 思想や信教の自由の保障	
① A5 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】 宗教法人主体に設立された社会福祉法人ですが、施設内に宗教色のある什器備品等はなく、支援や学習の内容にも影響されている部分はありません。利用者個々の宗教の自由は尊重されており、保障されています。他の利用者に影響を与えたり、利用者間同士でトラブルの要因になるような施設内活動は禁じられています。	
(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮	
① A6 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 子ども会、自治会の設置があり、定期的に会合が開催されています。毎月行われる常会でも、母親相互の意見交換や施設からの情報提供が行われています。生きるための教育の中で、自分を大切に、他者を大切にとする学びを提供しており、権利、自律性、責任感などに繋がるよう努められています。	
(5) 主体性を尊重した日常生活	
① A7 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
【コメント】 良いところ出しの会議を行い、そこで発見され共有された良いところを、伸ばし尊重していく支援の提供が行われています。良いところに光を当てることで、職員も母親の主体性を尊重した支援の底上げに繋がられています。	
② A8 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
【コメント】 母親と子どもの意向を踏まえた、行事やイベント、外出などの計画が立案されています。参加者の感想や意見を踏まえ、次回以降の行事、イベント、外出先の選定に繋がられています。コロナ禍の制限下において、様々な実施が困難な状況ですが、コロナだからではなく、コロナでも可能な支援の提供拡充が望まれます。	
(6) 支援の継続性とアフターケア	
① A9 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a
【コメント】 地域への復帰自立の退所時には、一定期間の連絡や訪問、子どもの状況や学校等事情に応じて、地域社会資源との協働などが行われています。退所後でも必要に応じた同行支援や代行支援の提供が行われています。退所前から、地域と協働し、支えられる環境作りに努められています。	

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本	第三者 評価結果
<p>① A10 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。</p>	a
<p>【コメント】 母親と子どもの課題を理解し、自身の自立に向けた、あり方、目標の設定に繋がるよう努められています。必要な手続や社会資源については、必須のものから、利用可能なものまで、状況に応じて幅広く提案し、利用者の意思で必要な支援を選択できるよう配慮されています。必要に応じた代行や代弁、同行支援などに取り組まれています。</p>	
(2) 入所初期の支援	
<p>① A11 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。</p>	a
<p>【コメント】 心理士が十分な時間をかけ、初期情報の収集に努められています。必要な社会資源には、同行支援を含め、早期に手続等を進め、速やかな保育・教育の提供が行えるよう繋がられています。</p>	
(3) 母親への日常生活支援	
<p>① A12 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。</p>	a
<p>【コメント】 月1回以上、生活の場の様子をうかがえる機会を設け、放置することなく、必要に応じた生活経験への補助支援等が行われています。調理や離乳食作成など、経験が不足している母親には、実習を提供されています。</p>	
<p>② A13 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるような支援している。</p>	a
<p>【コメント】 子育てに必要な保育所等へのつなぎ、連携が図られています。小中学校とは転入時、入学時には事前に相談連携が行われ、通学後も年1回以上、連絡会や個別の懇談が行われています。発達や発育に課題がある子どもについては、心理士、保育所、学校、職員等が連携し、課題の解決に向けた取組が行われています。課題のある子どもに対し、母親と共通認識を持った支援の提供の拡充が望まれます。</p>	
<p>③ A14 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。</p>	b
<p>【コメント】 月一回～毎週の頻度で、必要に応じた心理士との面談があり、母親がつまづく原因の排除に配慮されています。心理士も一緒に話し合い、各職種の総合的な見解が、支援内容や計画に反映されています。母親や子ども間のトラブル発生自体を抑制し、相互理解を図るため、決まり事や禁止事項だけでなく、施設としての生活方針や子育て方針など、具体的な生活に対する施設としての姿勢を明文化し、事前に説明し理解を得る取組の拡充が図られると、さらなる支援の質の向上に繋がると考えられます。</p>	
(4) 子どもへの支援	
<p>① A15 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。</p>	a
<p>【コメント】 学習や遊びの場としてふさわしい環境に留意されています。法人内には、様々な部屋が用意されており、用途に応じた空間の確保が行われています。</p>	
<p>② A16 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。</p>	a
<p>【コメント】 学習支援員による個別学習支援が行われており、子ども個々に合わせた学習支援や進路支援が行われています。不登校など、動機付けが必要な子どもには、学校とも連携した対応がなされています。学習指導のため学習ボランティアが活用されており、個別の子どもに合致した支援の提供に努められています。</p>	

<p>③ A17 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 ボランティアの活用を含めた、様々な大人との関係を持つことによって、穏やかな表情や行動の育成に努められています。生きることに必要な事や、学習場面などをテーマに、子どもたちのグループワークが展開されています。</p>	
<p>④ A18 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 日常から、生きることに必要な教育の推進が行われており、年齢に応じたタイミングで、外部専門家も活用した性に関する知識習得ができるよう努められています。</p>	
<p>(5) DV被害からの回避・回復</p>	
<p>① A19 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 緊急利用に対するマニュアルがあり、フローチャートも作成されています。24時間対応が行われています。寝具等含め、緊急時に貸与可能な生活用品が準備されています。</p>	
<p>② A20 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 初期支援から、必要な手続や、利用できる法的処理や行政手続等について、速やかに進行するよう、同行支援も含め、相談や情報提供に努められています。</p>	
<p>③ A21 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】 生きるための教育の取組の中で、自分も大事、他人も大事の自己肯定を育む支援が提供されています。将来の自立については、職員と心理士が常に意識しており、ケース個々に応じた支援の提供に努められています。</p>	
<p>(6) 子どもの虐待状況への対応</p>	
<p>① A22 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】 子どもたちの思いを引き出す支援を心がけられており、コミュニケーションによる問題対応や課題対応の推進が行われています。</p>	
<p>② A23 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 子どもの状況には常に留意し、必要に応じた支援の拡充に努められています。関係社会資源の他機関との協働や情報交換が行われています。</p>	

(7) 家族関係への支援	
① A24 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
【コメント】 定期的に行われる心理士との面談時や、普段の様子を職員が見守り、違和感や疑問を感じた際は、悩みや不安の聴取や把握に努め、相談に応じられています。また、家族間の意見齟齬などの場合には、調整役を務められています。	
(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援	
① A25 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
【コメント】 疾病や傷害による、配慮や支援が必要な場合は、専門医や関わる社会資源と協働し、適切な支援が図られるように努められています。	
(9) 就労支援	
① A26 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	b
【コメント】 仕事情報広場の活用による訪問就労支援が行われています。活用できる就労支援に係る社会資源の情報が、施設から提供されています。学童保育や夕方の補完保育などによる就労支援が行われています。	
② A27 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	b
【コメント】 必要に応じた職場と母親の調整などの取組が行われています。就労困難等にこだわらず、支援の必要な母親の受入が行われています。	